

外貨定期預金規定

I. 「自動継続型」、「非自動継続型」 共通規定

第1条 (取扱店の範囲)

この預金の預入れ、または払戻しの受付は、原則口座開設店に限り取扱います。

第2条 (預金口座への受入れ)

この預金口座への受入れは、当金庫の外貨普通預金または外貨定期預金からの振替か、当金庫所定の外国為替相場により円貨と交換した外貨資金となります。外貨現金による受入れはできません。

第3条 (預入れの最低金額)

この預金の最低預入額は、当金庫が定める所定金額以上、かつ1補助通貨単位の金額とします。

第4条 (預金の支払い時期・支払い方法)

- (1) この預金は、外貨定期預金証書（以下「預金証書」という）記載の満期日以後に、利息とともに支払います。
- (2) 支払方法は、原則税引後の外貨元利金を外貨普通預金口座に入金するか、当金庫所定の為替相場により換算した円貨額を円預金口座に入金します。
- (3) 外貨現金による払戻しはできません。

第5条 (相場・手数料)

この預金の預入れ、または払戻しをする際、円貨と外貨との間で交換が発生する場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。

第6条 (為替予約)

- (1) この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するために、外国為替予約を締結することができます。
- (2) 一度外国為替予約を締結すると取消はできません。
- (3) 為替予約の取扱については、別に定める外国為替予約取引に関する約定書によります。

第7条 (相殺等)

- (1) 当金庫に対し返済期限が到来した債務を負担している場合は、この預金の通貨種類、期日等に関係なく、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または返済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときは、この預金は、相殺または返済充当時における当金庫所定の為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

第8条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第4項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、

第10条第4項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第9条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を依頼することがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答をいただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 海外送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用される恐れがあると判断した個別の取引
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 上記1項から3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第10条（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書換継続するときは、預金証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、当該預金の口座開設店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められ

る場合

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ 第9条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第9条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - エ. 暴力団準構成員
 - オ. 暴力団関係企業
 - カ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - キ. その他前アからカに準ずる者
 - ③ 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合
 - ア. 前2号アからキ（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫

の業務を妨害する行為

オ. その他前アからエに準ずる行為

第11条 (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により、口座開設店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出の印章を失った場合の預金の解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第12条 (印鑑照合等)

預金証書、諸届その他書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金は、預金契約上の地位その他この預金取引にかかるいっさいの権利を、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合は、当金庫所定の書式により行います。

第14条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するた

めに質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとします。届出印を押印した預金証書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前2号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ④ 上記2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については相殺通知を受領した日の当金庫所定の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第17条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条（適用法令等）

- (1) この預金は、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

II. 「自動継続型」規定

第1条（自動継続）

- (1) この預金は満期日までに解約の手続きが行われない場合、満期日において自動的に同期間で継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3) この預金の継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の前営業日までに

継続停止を申出てください。なお、この申出があったときは、この預金は満期後に支払います。

第2条 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預金証書記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日以後にこの預金とともに支払うか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

Ⅲ. 「非自動継続型」規定

第1条 (利息)

- (1) この預金の利息は預金証書記載の期間・利率および当金庫所定の付利単位によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日の同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について解約日に当金庫が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。

以上

(2023年4月現在)